

証券コード 3399

平成31年4月10日

株 主 各 位

札幌市東区東雁来7条1丁目4番32号

株 式 会 社 丸 千 代 山 岡 家

代表取締役社長 山 岡 正

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年4月24日（水曜日）午後6時までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年4月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北4条西6丁目
ホテルポールスター札幌 2階 「ポールスターホール」
（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照くださいますようお願い申し上げます。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第26期（平成30年2月1日から平成31年1月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yamaokaya.com/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成30年 2 月 1 日から  
平成31年 1 月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景として景気が緩やかな回復基調で推移する一方、地震や台風などの自然災害の影響もあり、個人消費は総じて底堅い動きが続いていると考えられます。また、米中貿易摩擦に見られる保護主義の台頭や世界各地での地政学的リスクなどから金融・資本市場への影響が懸念されるなど、景気の先行きは依然として不透明な状況のまま推移しております。

外食産業におきましては、少子高齢化や働き方改革などの社会構造の変化や世帯所得の緩やかな向上を背景とした消費嗜好の多様化による動態変化、業種・業態を超えた顧客の獲得競争も激しさを増しております。更にサービス業全般で労働需給逼迫による人件費や物流費の上昇も大きな課題となっており、経営環境は依然として厳しい状況が推移しております。

このような状況下、当社では「Q S Cの向上なくして会社の成長なし」という全社スローガンのもと、現在抱えている課題を社内の人材を活用して解決すべく様々な施策を実施してまいりました。当事業年度におきましてはQ S C（商品の品質、サービス、清潔さ）の向上を最重要課題とし、更に現在の重要課題である人材不足の状況を解消するための施策に重点的に取り組んでまいりました。なお、当事業年度の新規店舗展開は北海道地区1店舗、関東地区1店舗、中部地区に1店舗、東北地区に2店舗の出店を行いました。2店舗の閉店を行い、当事業年度末の店舗数は156店舗となりました。

売上高につきましては、お客様に選んでいただける店舗作りを目的として、スタンダードオペレーションの徹底、Q S C（商品の品質、サービス、清潔さ）の更なる向上を目的とした従業員トレーニングの継続的实施や社内コンテストの開催、期間限定メニューの定期的実施、モバイルコンテンツを使用した販売促進策やSNSを利用した新店オープンや新商品販売のご案内等のブランディングによる来店動機の喚起などを行っております。

コスト面につきましては、需給バランスや天候の問題等に伴う原材料価格の変動も見られるため、引き続き厳格なロス管理を行っております。人件費につきましては、時給単価上昇の影響が継続しておりますが、適切なワークスケジュール管理を行い適正化に努めております。エネルギーコス

トにつきましては、一時期上昇していた原油先物価格も落ちつきを見せっていますが、引き続き設備使用の適正化により削減を進めております。主要コストを含めその他店舗管理コストにつきましても、引き続き徹底した効率化を図っており、その結果販売費及び一般管理費は計画を下回ることとなりました。

その結果、当事業年度の売上高は12,827,002千円（前期比5.7%増）、営業利益は406,553千円（前期比42.5%増）、経常利益は437,640千円（前期比45.1%増）となりました。また、特別損失において、8店舗の減損処理を行ったことなどから固定資産除却損及び減損損失を272,093千円計上したことにより、当期純利益は32,855千円（前期は15,887千円の当期純損失）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は603,064千円であります。

その主たるものは、5店舗の新規出店の設備投資であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、所要資金として金融機関より長期借入金として400,000千円の調達を実施いたしました。

また、総額300,000千円の社債（私募債）を発行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                   | 第23期<br>(平成28年1月期) | 第24期<br>(平成29年1月期) | 第25期<br>(平成30年1月期) | 第26期<br>(当事業年度)<br>(平成31年1月期) |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                            | 10,068,512         | 11,110,958         | 12,134,238         | 12,827,002                    |
| 当期純利益又は当<br>期純損失(△) (千円)              | 259,890            | 129,532            | △15,887            | 32,855                        |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純<br>損失(△) (円) | 106.78             | 53.22              | △6.53              | 13.51                         |
| 総 資 産 (千円)                            | 4,913,780          | 5,144,367          | 5,466,550          | 5,582,109                     |
| 純 資 産 (千円)                            | 1,468,959          | 1,562,978          | 1,511,472          | 1,492,928                     |
| 1株当たり純資産額 (円)                         | 603.57             | 642.20             | 621.04             | 614.31                        |

- (注) 1. 当社は、平成27年9月28日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年11月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 「株式給付信託（ＢＢＴ）」制度に関する資産管理サービス信託銀行(株)（信託Ｅ□）が所有する自社の株式は、第26期の1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況  
該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

国内経済は緩やかな回復基調となっておりますが、中国経済の減速観測や欧米・新興国の地政学・経済リスクなど様々な世界情勢動向などから、景気の先行き感はまだまだ不透明な状況にあります。

外食業界では働き方改革などに伴う社会構造の変化や消費嗜好の多様化による動態変化など、様々な変化に素早く対応する必要があり、また同業他社との競合の激化、物流コストの上昇、労働需給逼迫など経営環境へのリスクも多く、依然として厳しい環境が続いております。

このような状況下で、当社の対処すべき課題は、以下のとおりであると考えております。

- ① ＱＳＣの向上とスタンダードオペレーションの周知徹底について
- ② 人材採用チャネルの充実、働きやすい労働環境と人事制度の整備について

- ③ 主要食材の安定供給と品質管理体制の構築について
- ④ 出店計画の達成に向けた対策、新業態のブラッシュアップについて

(5) 主要な事業内容（平成31年1月31日現在）

ラーメン店の経営

(6) 主要な営業所及び工場（平成31年1月31日現在）

|     |                                                                                       |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 本 社 | 北海道札幌市                                                                                |
| 店 舗 | 北海道地区 50店舗<br>東北地区 13店舗<br>関東地区 74店舗<br>北陸地区 1店舗<br>東海地区 16店舗<br>関西地区 1店舗<br>九州地区 1店舗 |

(7) 使用人の状況（平成31年1月31日現在）

| 使 用 人 数       | 前事業年度末比増減  | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------------|------------|---------|-------------|
| 354 (1,108) 名 | △44 (70) 名 | 36.6歳   | 7.7年        |

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含みます。）は（ ）内に年間の平均雇用人員（1名当たり1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成31年1月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額     |
|-----------------------|-----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 287,500千円 |
| 株 式 会 社 千 葉 銀 行       | 172,500   |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社   | 155,000   |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 150,000   |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行       | 126,732   |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（平成31年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 9,876,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,469,000株
- (3) 株主数 3,957名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                 | 所 有 株 式 数  | 持 株 比 率 |
|-----------------------|------------|---------|
| 山 岡 正                 | 1,044,000株 | 42.52%  |
| 山 岡 江 利 子             | 173,400株   | 7.06%   |
| 丸 千 代 山 岡 家 社 員 持 株 会 | 93,300株    | 3.80%   |
| (株) エ ヌ ・ ジ ー ・ シ ー   | 90,300株    | 3.68%   |
| 若 杉 精 三 郎             | 66,300株    | 2.70%   |
| 和 弘 食 品 (株)           | 51,000株    | 2.08%   |
| 一 由 聡                 | 43,400株    | 1.77%   |
| 資産管理サービス信託銀行(株)(信託E口) | 35,000株    | 1.43%   |
| 楽 天 損 害 保 険 (株)       | 24,600株    | 1.00%   |
| む さ し 証 券 (株)         | 20,500株    | 0.83%   |

(注) 1. 当社は、自己株式13,556株を保有しております。

2. 持株比率は自己株式13,556株を控除して計算しております。なお、当該自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する当社株式35,000株は含まれておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

#### 株式給付信託（B B T）

当社は、平成30年4月26日開催の株主総会決議に基づき、平成30年6月25日より、取締役（業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度として「株式給付信託（B B T）」（以下、「B B T制度」という。）を導入しております。

B B T制度は、「役員株式給付規程」に基づき、取締役のポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役に株式を給付する仕組みです。B B T制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。当社は、制定した「役員株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社より当社株式を取得しました。なお、B B T制度に係る信託E口の平成31年1月31日現在の保有株式数は35,000株であります。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                        |       |                                               |
|------------------------|-------|-----------------------------------------------|
|                        |       | 第3回新株予約権                                      |
| 発行決議日                  |       | 平成30年10月22日                                   |
| 新株予約権の数                |       | 603個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |       | 普通株式 60,300株<br>(新株予約権1個につき100株)              |
| 新株予約権の払込金額             |       | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |       | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                 |
| 権利行使期間                 |       | 2021年4月1日から<br>2022年3月31日まで                   |
| 行使の条件                  |       | (注)                                           |
| 使用人等への<br>交付状況         | 当社使用人 | 新株予約権の数 603個<br>目的となる株式数 60,300株<br>交付者数 399人 |

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役(監査等委員含む)及び従業員の地位にあることを要する。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
3. その他の条件については、新株予約権発行に係る取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めることとする。
4. 新株予約権の譲渡は、認めないものとする。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況（平成31年1月31日現在）

| 会社における地位   | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況         |
|------------|-----------|----------------------|
| 代表取締役社長    | 山 岡 正     |                      |
| 専 務 取 締 役  | 一 由 聡     | 営業本部長                |
| 取 締 役      | 荒 谷 健 一   | 管理本部長兼人材開発部長         |
| 取締役（監査等委員） | 坂 本 尚 幸   | SCCコンサルティング株式会社代表取締役 |
| 取締役（監査等委員） | 斉 藤 世 司 典 | オーバル税理士法人代表社員        |
| 取締役（監査等委員） | 渡 辺 剛     | NTS総合司法書士法人社員        |

- (注) 1. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員坂本尚幸氏会社経営者としての経験を有し、斉藤世司典氏は税理士の資格を有し、渡辺剛氏は司法書士法人の社員としての経験を有しており、3名の監査等委員とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 監査等委員坂本尚幸氏、斉藤世司典氏及び渡辺剛氏は東京証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 監査役津田憲澄氏は、平成30年4月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                     | 員 数      | 報酬等の額              | 報 酬 等 の 種 類 別 の 額  |                  |
|-------------------------|----------|--------------------|--------------------|------------------|
|                         |          |                    | 基 本 報 酬            | 業績連動型<br>株 式 報 酬 |
| 取 締 役<br>(監査等委員を除く。)    | 3名       | 72,480千円           | 63,600千円           | 8,880千円          |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役） | 3<br>(3) | 7,830<br>(7,830)   | 7,830<br>(7,830)   | －<br>(－)         |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役)      | 3<br>(3) | 2,580<br>(2,580)   | 2,580<br>(2,580)   | －<br>(－)         |
| 合 計<br>(うち社外役員)         | 9<br>(6) | 82,890<br>(10,410) | 74,010<br>(10,410) | 8,880<br>(－)     |

- (注) 1. 上記には、平成30年4月26日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名（うち社外監査役3名）を含めております。なお当社は、



平成30年4月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、当事業年度末日現在の会社役員の人数は、取締役6名（うち監査等委員である社外取締役3名）であります。

2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬等の額のうち、変動報酬については、平成30年4月26日開催の第25回定時株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、上記の基本報酬とは別枠で、3事業年度で146百万円を上限として金銭拠出する旨決議されております。
4. 上記の業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した、役員株式給付引当金繰入額であります。
5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、平成30年4月26日開催の第25回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成30年4月26日開催の定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成13年12月21日開催の臨時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役及び各社外取締役は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (4) 社外役員等に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役坂本尚幸氏は、SCCコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役斉藤世司典氏は、オーバル税理士法人の代表社員であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。
  - ・社外取締役渡辺剛氏は、NTS総合司法書士法人社員であります。当社と両兼職先との間には特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

|                     | 出席状況及び発言状況                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員）<br>坂本尚幸  | <p>当事業年度に開催された取締役会21回のうち監査役として4回、監査等委員として15回出席いたしました。会社経営者としての見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査役会1回、また、監査等委員会10回の全てに出席し、監査役または監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。</p>  |
| 取締役（監査等委員）<br>斉藤世司典 | <p>当事業年度に開催された取締役会21回のうち監査役として3回、監査等委員として14回出席いたしました。税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査役会1回、また、監査等委員会10回の全てに出席し、監査役または監査等委員の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。</p> |
| 取締役（監査等委員）<br>渡辺剛   | <p>監査等委員に就任後の当事業年度に開催された取締役会16回の全て、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。司法書士としての専門的見地から、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性等を確保するための発言を行っております。</p>                                                                                        |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

清明監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 報酬等の額    |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 12,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等を総合的に検討し、また過去の報酬実績も参考にして、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### (基本的な考え方)

当社は、経営の透明性、健全性を実現、維持するためには、コンプライアンスを常に意識した経営を行うことが必要不可欠であり、役員・従業員が強い倫理観を持ちながら、よりよい企業風土、組織、制度を整備・確立し企業価値を高めていくことが、企業存続において最重要であると認識しております。

よって、経営上・組織上の決定事項、重要事項、戦略等の遂行・運用において常に法令及び定款を遵守すべく、取締役会はもとより監査等委員監査及び内部監査によるチェック体制及び稟議制度等により相互牽制機能を保ち、適法性を維持していくべきであると考えております。

### (整備の状況)

#### (1) コンプライアンス体制の整備状況

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、次のようなコンプライアンス体制を整備しております。

##### ①組織規程、職務分掌規程等の策定

取締役及び使用人は「組織規程」「職務権限規程」「職務分掌規程」において定められた責任及び権限に則り、職務を執行しております。

##### ②取締役会における報告、決議

取締役は取締役会においてその業務執行に関して報告を行うことで相互に牽制・チェック体制を保ち、経営上の重要事項については常に企業倫理・コンプライアンスを意識して取締役会で決議しております。

##### ③監査等委員、監査等委員会、内部監査室

監査等委員は3名であり、月1回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けております。監査等委員会も定例取締役会の後に定期的に行われております。また、年2回以上、監査等委員は会計監査人と面談を行い、会計上または業務上の問題点につき協議を行っております。

内部監査室は、代表取締役社長の直轄組織として、コンプライアンス状況の監査を定期的を実施し、問題のあった部署に改善を求めていくとともに、取締役会に報告を行います。

法的判断を要する案件については、適宜、顧問弁護士に相談し、法令に反しない体制を構築しております。

#### ④社内通報制度

法令違反行為等に関する通報に対して適切に対処するため、「社内通報制度運用規程」を制定し、従業員の社内通報・連絡・相談窓口を設置・運用しております。

#### ⑤コンプライアンス委員会

コンプライアンス経営の実現、リスクの具現化の防止及び会社損失の最小化を図るため、「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンスの統制方針・体制及びリスク管理を推進する機関としてコンプライアンス委員会を設置・運用しております。

### (2) リスク管理体制の整備状況

①総合的なリスク管理については、コンプライアンス委員会を定期的に開催しリスク管理全般について企画、検討、実行を行うほか、同委員会の下部組織としてリスク管理部会を設置し定期的に開催しており、業務プロセス上等において重大なリスクが発見された場合は、コンプライアンス委員会へ具申することとしております。

②個別のリスク管理については、災害、事故、トラブル等に迅速に対応出来るよう、店舗、エリア、本部間の緊急連絡網を整備し、「危機管理マニュアル」を全店舗に備え付け、緊急時の対応に備えております。更に、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部アドバイザーに対し連絡、相談等が可能な体制としているほか、緊急事態対策室をコンプライアンス委員会内に発足させることとしております。

③内部監査室が定期的にリスク管理項目についての監査を行い、取締役会及び監査等委員に報告しております。

### (3) 情報管理体制の整備状況

①人事総務部は、取締役の職務の遂行に係る稟議書、取締役会等の意思決定に関わる重要情報について、「稟議規程」「文書取扱規程」等に基づき、速やかに閲覧が可能な状態かつ適切な方法で保存・管理しております。

②内部監査室は、必要に応じて当該情報が関連諸規程に則って保存・管理されているかについて監査し、取締役会及び監査等委員に報告しております。

③当該情報に係る「稟議規程」「文書取扱規程」他諸規程については、必要に応じて適宜見直しを行い、改善を図ります。

(4) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保及び監査等委員に報告をするための体制、その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①必要に応じ、人事総務部と内部監査室は監査等委員からの調査の委嘱を受け、監査等委員の職務を補助しており、職務の遂行上必要な場合、監査等委員が使用人を取締役から独立させて業務を行うよう指示出来る体制としております。

②監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会を中心に出席しております。

③取締役及び使用人は、業務または財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の諸問題など、緊急の案件が発生した場合には、遅滞なく監査等委員へ報告することとなっております。

④社長は、当社の対処すべき課題や監査上の課題について、監査等委員会と定期的に意見交換を行い、会計監査人とも定期的な意見交換を行っております。

⑤監査等委員が、その職務を執行する上で発生する費用を請求した場合は、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理することとしております。

(反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方)

当社は、「丸千代山岡家企業行動規範」において、反社会的勢力に対して一切関係を持たずいかなる利益供与も行わないことを明記し、行動基準としております。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

①適宜、外部機関を利用して取引先企業の情報調査を行い、反社会的勢力・団体に該当するかどうかのチェックを行っております。

②定期的に警察及び顧問弁護士等の専門機関とは情報交換を行っており、反社会的勢力・団体に対し、適切に対処がとれる体制が整っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ①定期的に取締役会を開催し、取締役は営業部門及び管理部門の業務執行に関して報告を行い、その報告内容について相互牽制を実施し、法令・定款に適合しているか確認を行っております。
- ②当社は、業務の適正を確保するために「丸千代山岡家企業行動規範」を定めております。新たに入社する従業員、パートナー（パート・アルバイト）を始め、全社員に内容の周知を行っており、企業行動規範・社内通報制度・コンプライアンスについて随時教育を行っております。
- ③コンプライアンスへの意識向上や法令違反行為等の防止を図るため、適宜リスク管理部会及びコンプライアンス委員会を開催し、法令遵守やリスク顕在化の有無などを審議・確認しております。
- ④監査等委員は、月1回の定例取締役会に出席し、経営上の重要事項についての報告を受けており、毎月1回を原則に適宜監査等委員会を開催して監査等委員間の意見交換及び意思統一を図っております。また、監査等委員の監査が実効的に行われるために、監査等委員は内部監査室と連携し内部監査室の監査内容の報告を受け、情報共有をする等連携強化に努めております。更に、監査等委員は会計監査人とも定期的に連携を取り、監査計画や監査報告などの報告を受け、また、社長との面談を適宜行い監査等委員監査の充実を図っております。

## 7. その他

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成31年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |             | 負 債 の 部                 |             |
|-----------------|-------------|-------------------------|-------------|
| 流 動 資 産         | [1,390,757] | 流 動 負 債                 | [2,316,502] |
| 現 金 及 び 預 金     | 846,037     | 買 掛 金                   | 281,991     |
| 売 掛 金           | 3,353       | 短 期 借 入 金               | 20,000      |
| 店 舗 食 材         | 328,535     | 1年以内返済予定長期借入金           | 599,258     |
| 貯 蔵 品           | 35,434      | 1年以内償還予定社債              | 295,000     |
| 前 払 費 用         | 99,773      | リ ー ス 債 務               | 2,069       |
| 繰 延 税 金 資 産     | 52,439      | 未 払 金                   | 765,814     |
| そ の 他           | 25,182      | 未 払 法 人 税 等             | 169,532     |
| 固 定 資 産         | [4,191,352] | 未 払 消 費 税 等             | 108,776     |
| 有 形 固 定 資 産     | (3,093,193) | 販 売 促 進 引 当 金           | 60,500      |
| 建 物             | 2,057,685   | 資 産 除 去 債 務             | 2,970       |
| 構 築 物           | 441,350     | そ の 他                   | 10,591      |
| 機 械 装 置         | 85,438      | 固 定 負 債                 | [1,772,678] |
| 車 両 運 搬 具       | 1,640       | 長 期 借 入 金               | 940,148     |
| 工 具 器 具 備 品     | 101,144     | 社 債                     | 735,000     |
| リ ー ス 資 産       | 4,410       | リ ー ス 債 務               | 2,654       |
| 土 地             | 369,453     | 資 産 除 去 債 務             | 4,194       |
| 建 設 仮 勘 定       | 32,069      | 役 員 株 式 給 付 引 当 金       | 8,880       |
| 無 形 固 定 資 産     | (40,179)    | そ の 他                   | 81,802      |
| 借 地 権           | 10,658      | 負 債 合 計                 | 4,089,181   |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 26,040      | 純 資 産 の 部               |             |
| そ の 他           | 3,481       | 株 主 資 本                 | [1,492,249] |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | (1,057,979) | 資 本 金                   | (291,647)   |
| 投 資 有 価 証 券     | 29,162      | 資 本 剰 余 金               | (306,942)   |
| 敷 金 保 証 金       | 622,013     | 資 本 準 備 金               | 272,747     |
| 保 険 積 立 金       | 205,737     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 34,195      |
| 長 期 前 払 費 用     | 81,088      | 利 益 剰 余 金               | (965,501)   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 113,374     | 利 益 準 備 金               | 400         |
| そ の 他           | 6,603       | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 965,101     |
| 資 産 合 計         | 5,582,109   | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 965,101     |
|                 |             | 自 己 株 式                 | (△71,840)   |
|                 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | [△5,349]    |
|                 |             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | (△5,349)    |
|                 |             | 新 株 予 約 権               | [6,027]     |
|                 |             | 純 資 産 合 計               | 1,492,928   |
|                 |             | 負 債 ・ 純 資 産 合 計         | 5,582,109   |



# 損 益 計 算 書

(平成30年 2 月 1 日から  
平成31年 1 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額     |            |
|-------------------------|---------|------------|
| 売 上 高                   |         | 12,827,002 |
| 売 上 原 価                 |         | 3,336,957  |
| 売 上 総 利 益               |         | 9,490,045  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 9,083,491  |
| 営 業 利 益                 |         | 406,553    |
| 営 業 外 収 益               |         |            |
| 受 取 利 息 配 当 金           | 4,712   |            |
| 賃 貸 収 入                 | 11,670  |            |
| 雑 収 入                   | 56,393  | 72,776     |
| 営 業 外 費 用               |         |            |
| 支 払 利 息                 | 29,421  |            |
| 社 債 発 行 費               | 4,226   |            |
| 為 替 差 損                 | 1,584   |            |
| 雑 損 失                   | 6,456   | 41,689     |
| 経 常 利 益                 |         | 437,640    |
| 特 別 利 益                 |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 1,000   |            |
| 店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 戻 入 益 | 995     |            |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益       | 1,870   | 3,866      |
| 特 別 損 失                 |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 15,465  |            |
| 減 損 損 失                 | 256,627 | 272,093    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 169,413    |
| 法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税 | 181,762 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △45,204 | 136,558    |
| 当 期 純 利 益               |         | 32,855     |

# 株主資本等変動計算書

(平成30年 2 月 1 日から  
平成31年 1 月31日まで)

(単位：千円)

|                                 | 株 主 資 本 |           |              |              |           |                                 |              |         |            |
|---------------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|-----------|---------------------------------|--------------|---------|------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              |              | 利 益 剰 余 金 |                                 |              | 自己株式    | 株主資本計<br>合 |
|                                 |         | 資本準備金     | その他資本<br>剰余金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |         |            |
| 平成30年2月1日期首残高                   | 291,647 | 272,747   | —            | 272,747      | 400       | 966,318                         | 966,718      | △17,701 | 1,513,411  |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |              |              |           |                                 |              |         |            |
| 剰余金の配当                          |         |           |              |              |           | △34,072                         | △34,072      |         | △34,072    |
| 当期純利益                           |         |           |              |              |           | 32,855                          | 32,855       |         | 32,855     |
| 自己株式の取得                         |         |           |              |              |           |                                 |              | △19,943 | △19,943    |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得            |         |           |              |              |           |                                 |              | △51,800 | △51,800    |
| 株式給付信託による<br>自己株式の処分            |         |           | 34,195       | 34,195       |           |                                 |              | 17,605  | 51,800     |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) |         |           |              |              |           |                                 |              |         |            |
| 事業年度中の変動額合計                     | —       | —         | 34,195       | 34,195       | —         | △1,217                          | △1,217       | △54,138 | △21,161    |
| 平成31年1月31期末残高                   | 291,647 | 272,747   | 34,195       | 306,942      | 400       | 965,101                         | 965,501      | △71,840 | 1,492,249  |

|                                 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |                | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|------------------|----------------|-----------|-----------|
|                                 | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |           |
| 平成30年2月1日期首残高                   | △1,938           | △1,938         | —         | 1,511,472 |
| 事業年度中の変動額                       |                  |                |           |           |
| 剰余金の配当                          |                  |                |           | △34,072   |
| 当 期 純 利 益                       |                  |                |           | 32,855    |
| 自己株式の取得                         |                  |                |           | △19,943   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得            |                  |                |           | △51,800   |
| 株式給付信託による<br>自己株式の処分            |                  |                |           | 51,800    |
| 株主資本以外の<br>項目の事業年度中<br>の変動額(純額) | △3,410           | △3,410         | 6,027     | 2,617     |
| 事業年度中の変動額合計                     | △3,410           | △3,410         | 6,027     | △18,544   |
| 平成31年1月31日期末残高                  | △5,349           | △5,349         | 6,027     | 1,492,928 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① その他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

##### ② たな卸資産

・ 店舗食材

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14年～31年

構築物 10年～30年

また、定期借地権契約上の店舗の建物及び構築物については、その耐用年数が定期借地権契約期間を超えている場合は、定期借地権契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とした定額法によっております。

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### ④ 長期前払費用

定額法を採用しております。

#### (3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

販売促進引当金

顧客に発行した無料引換券の使用による費用負担に備えるため、使用実績に基づき、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく取締役（監査等委員である者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するために、特例処理の条件内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|    |           |
|----|-----------|
| 建物 | 51,729千円  |
| 土地 | 337,516千円 |
| 計  | 389,245千円 |

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定額を含む）102,500千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,442,360千円

(3) 偶発債務

当社は、当社元従業員の親族1名より、平成30年10月16日付で、当社元従業員が勤務中に脳内出血等を発症し後遺障害を負ったことは、当社における長時間労働が原因であると主張し、当社に対し、損害賠償（92,869千円）及び遅延損害金を請求する訴訟の提起を受けております。

当社は当該訴訟に対して弁護士と協議の上、法廷で適切な対応を図っていく所存であります。なお、現時点では当社の業績に与える影響については不明であります。

### 3. 損益計算書に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 用途 | 種類                 | 場所      |
|----|--------------------|---------|
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 茨城県つくば市 |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 埼玉県東松山市 |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 浜松市西区   |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 北海道日高郡  |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 千葉市花見川区 |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 愛知県一宮市  |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置・工具器具備品 | 長野県諏訪市  |
| 店舗 | 建物・構築物・機械装置        | 栃木県小山市  |

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位である店舗単位によって資産のグルーピングを行っております。また、賃貸資産については、物件ごとにグルーピングを行っております。

店舗の一部については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであり、早期の黒字化が困難と予想されるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しており、また、一部の店舗については、建替に伴い帳簿価額を減額しており、これらの当該減少額を減損損失（256,627千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物213,296千円、構築物27,887千円、機械装置8,530千円、工具器具備品6,914千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は、固定資産の正味売却価額により測定しております。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 2,469,000株  | 一株         | 一株         | 2,469,000株 |

#### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 35,223株     | 48,333株    | 35,000株    | 48,556株    |

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付信託（BBT）」に係る信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E□）が保有する当社株式が含まれております。
2. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加13,300株及び資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E□）による当社株式の取得による増加35,000株であります。

3. 自己株式の数の減少は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）に対する自己株式の処分による減少35,000株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成30年4月26日開催の第25回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 34,072千円   |
| ・1株当たり配当金額 | 14円        |
| ・基準日       | 平成30年1月31日 |
| ・効力発生日     | 平成30年4月27日 |

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成31年4月25日開催予定の第26回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 34,376千円   |
| ・配当の原資     | 利益剰余金      |
| ・1株当たり配当金額 | 14円        |
| ・基準日       | 平成31年1月31日 |
| ・効力発生日     | 平成31年4月26日 |

(注) 平成31年4月25日開催の定時株主総会に付議する配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託 E 口）が保有する当社株式に対する配当金490千円が含まれております。

(4) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            |                        |
|------------|------------------------|
|            | 平成30年10月22日<br>取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式                   |
| 目的となる株式の数  | 60,300株                |
| 新株予約権の残高   | 603個                   |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

|         |          |
|---------|----------|
| 未払事業税   | 13,550千円 |
| 未払事業所税  | 271千円    |
| 販売促進引当金 | 18,398千円 |
| 未払賞与    | 19,783千円 |
| その他     | 435千円    |
| 計       | 52,439千円 |

#### 繰延税金資産（固定）

|              |            |
|--------------|------------|
| 減価償却費        | 33,797千円   |
| 資産除去債務       | 30,482千円   |
| 減損損失         | 175,500千円  |
| 新株予約権        | 1,832千円    |
| その他有価証券評価差額金 | 2,337千円    |
| 小計           | 243,950千円  |
| 評価性引当額       | △130,575千円 |
| 計            | 113,374千円  |

### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については、設備投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクの回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### ②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、それらは業務上の関係を有する企業の株式がほとんどであり、当該リスクに関しては財務経理部において定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握する体制としております。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該敷金及び保証金については、当社の規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債、長期未払金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されますが、長期借入を変動金利で実施し、その支払金利の変動リスクを回避して支払利息の固定化を図る場合には、ヘッジの有効性の評価において金利スワップ取引の特例処理の要件を満たしていることを前提に、個別契約ごとに金利スワップ取引をヘッジ手段として利用することを原則としております。

デリバティブ取引の執行・管理については、当社の規則に従い、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、いずれも信用度の高い国内の金融機関に限定しており、契約不履行による信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|                   | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額    |
|-------------------|-----------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金        | 846,037千円 | 846,037千円 | －千円    |
| (2) 売掛金           | 3,353     | 3,353     | －      |
| (3) 投資有価証券        | 29,162    | 29,162    | －      |
| (4) 敷金保証金（※）      | 314,559   | 323,324   | 8,764  |
| 資産計               | 1,193,113 | 1,201,878 | 8,764  |
| (1) 買掛金           | 281,991   | 281,991   | －      |
| (2) 短期借入金         | 20,000    | 20,000    | －      |
| (3) 1年以内返済予定長期借入金 | 599,258   | 612,295   | 13,037 |
| (4) 1年以内返済予定社債    | 295,000   | 297,541   | 2,541  |
| (5) リース債務（流動負債）   | 2,069     | 3,195     | 1,126  |
| (6) 未払金           | 728,977   | 728,977   | －      |
| (7) 長期未払金（流動負債）   | 36,837    | 37,893    | 1,056  |
| (8) 未払法人税等        | 169,532   | 169,532   | －      |
| (9) 未払消費税等        | 108,776   | 108,776   | －      |
| (10) 長期借入金        | 940,148   | 934,614   | △5,533 |
| (11) 社債           | 735,000   | 735,026   | 26     |
| (12) リース債務（固定負債）  | 2,654     | 3,748     | 1,093  |
| (13) 長期未払金（固定負債）  | 71,070    | 70,351    | △719   |
| 負債計               | 3,991,314 | 4,003,942 | 12,627 |
| デリバティブ取引          | －         | －         | －      |

※資産除去債務相当額を控除しております。

（注）1．金融商品の時価算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。



#### (4) 敷金保証金

敷金保証金（返還時期が確定しているもの）については、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を事業年度末から返還までの見積もり期間に基づき、国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値によっております。

#### 負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(6) 未払金、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年以内返済予定長期借入金、(4) 1年以内返済予定社債、(5) リース債務（流動負債）、(7) 長期未払金（流動負債）、(10) 長期借入金、(11) 社債、(12) リース債務（固定負債）、(13) 長期未払金（固定負債）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

#### デリバティブ取引

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

#### 金利関連

| ヘッジ会計の方法    | 取引の種類                 | 主なヘッジ対象 | 当事業年度（平成31年1月31日） |                    |            |
|-------------|-----------------------|---------|-------------------|--------------------|------------|
|             |                       |         | 契約額等<br>（千円）      | 契約額等のうち1年超<br>（千円） | 時価<br>（千円） |
| 金利スワップの特例処理 | 金利スワップ取引<br>変動受取・固定支払 | 長期借入金   | 360,000           | 215,000            | (注)        |

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 貸借対照表計上額（千円） |
|-------|--------------|
| 敷金保証金 | 234,303      |

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を特定出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産(4) 敷金保証金」には含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超5年以内<br>(千円) | 5年超10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|-----------------|------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 846,037      | —               | —                | —            |
| 売掛金    | 3,353        | —               | —                | —            |
| 敷金保証金  | 20,351       | 90,881          | 131,567          | 71,758       |
| 合計     | 869,743      | 90,881          | 131,567          | 71,758       |

(注) 敷金保証金の一部については、残存期間を合理的に見込むことが出来ないため、上表に含めておりません。

### 4. 長期借入金、社債、リース債務及び長期未払金（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後の返済予定額

|       | 1年超2年以内<br>(千円) | 2年超3年以内<br>(千円) | 3年超4年以内<br>(千円) | 4年超5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 長期借入金 | 480,816         | 294,486         | 126,530         | 38,316          | —           |
| 社債    | 280,000         | 330,000         | 95,000          | 30,000          | —           |
| リース債務 | 1,972           | 681             | —               | —               | —           |
| 長期未払金 | 31,704          | 25,733          | 12,447          | 1,185           | —           |
| 合計    | 794,493         | 650,901         | 233,977         | 69,501          | —           |

### 7. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

### 8. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

### 9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

### 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 614円31銭

(2) 1株当たり当期純利益 13円51銭

(注) 「株式給付信託（ＢＢＴ）」制度に関する資産管理サービス信託銀行(株)（信託Ｅ口）が所有する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

### 取締役に対する株式給付信託（BBT）の導入

当社は、平成30年4月26日開催の第25期定時株主総会決議に基づき、平成30年6月25日より、当社取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く）に対して、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めること目的とし、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

#### 1. 取引の概要

当社が拠出する金銭を原資として、本制度に基づき設定される信託を通じて当社株式を取得します。取得した当社株式は、取締役に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従い、受益者要件を満たした者に当社株式等を給付します。

#### 2. 信託に残存する当社株式

本制度の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E□）が当社株式35,000株取得しており、当該株式は株主資本において自己株式として計上しております。なお、当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、51,800千円、35,000株であります。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年3月26日

株式会社丸千代山岡家

取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員 公認会計士 北 倉 隆 一 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 加 賀 聡 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社丸千代山岡家の平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月29日

株式会社 丸千代山岡家 監査等委員会

監 査 等 委 員 坂 本 尚 幸 ㊞

監 査 等 委 員 齊 藤 世 司 典 ㊞

監 査 等 委 員 渡 辺 剛 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第26期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金14円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は34,376,216円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成31年4月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定の新設をし、現行定款第14条以下を1条ずつ繰り下げるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条～第13条 (条文省略)  | 第1条～第13条 (現行どおり)                                                                                                                                                        |
| (新 設)            | <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br>第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に関わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとすることができる。 |
| 第14条～第42条 (条文省略) | 第15条～第43条 (現行どおり)                                                                                                                                                       |

**第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件**

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )      | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | やま おか ただし<br>山 岡 正<br>(昭和30年5月21日) | 昭和49年 4 月 自衛隊入隊<br>昭和53年 1 月 自衛隊除隊<br>昭和53年 3 月 ㈱エヌ・ジー・シー入社<br>昭和55年 2 月 ㈱丸千代商事代表取締役<br>社長<br>平成 5 年 3 月 当社代表取締役社長（現<br>任）                                                                                                                                                                                                               | 1,044,000株     |
| 2          | いち よし さとる<br>一 由 聡<br>(昭和45年6月25日) | 平成 6 年 6 月 ㈱丸千代商事入社<br>平成 9 年 3 月 同社取締役営業部長<br>平成14年 2 月 当社取締役営業部長<br>平成20年 3 月 当社取締役購買部長<br>平成22年 6 月 当社取締役人事総務部長<br>兼経営企画室長<br>平成23年 8 月 当社取締役経営企画室長<br>兼営業副本部長<br>平成24年 2 月 当社取締役営業本部長<br>平成24年 9 月 当社取締役営業本部長兼<br>第一営業部長<br>平成25年 3 月 当社専務取締役営業本部<br>長兼第一営業部長<br>平成27年 8 月 当社専務取締役営業本部<br>長兼第二営業部長<br>平成29年 3 月 当社専務取締役営業本部<br>長（現任） | 43,400株        |



| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )        | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                 | 所有する当<br>社の株式数 |
|------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | あら や けん いち<br>荒 谷 健 一<br>(昭和54年1月8日) | 平成16年 4 月 当社入社<br>平成21年 9 月 当社営業本部関東第二営<br>業部SV<br>平成23年 8 月 当社西日本営業部部长<br>平成24年 9 月 当社第二営業部部长<br>平成27年 4 月 当社管理本部人材開発部<br>部長<br>平成29年 4 月 当社取締役管理本部部长兼<br>人材開発部部长（現任） | 7,000株         |

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令等に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社の株<br>数 |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 小田 切良司<br>(昭和36年2月13日) | 昭和55年3月 北海道労働行政事務代行所<br>入所<br>平成2年4月 カプトデコム㈱入社<br>平成6年3月 池戸経営会計事務所入所<br>平成14年3月 行政書士小田切良司事務所<br>所長<br>平成16年11月 (有)オフィス・ノア代表取締<br>役(現任)<br>平成19年12月 小田切労務行政事務所所長<br>(現任)<br>平成20年5月 労働保険事務組合MK 経営<br>労務センター理事長(現<br>任)<br>(重要な兼職の状況)<br>(有)オフィス・ノア代表取締役<br>小田切労務行政事務所所長<br>労働保険事務組合MK 経営労務センター理事<br>長 | 一株                |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小田切良司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 小田切良司氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、行政書士としての知見や経験及び労務関連の知見を当社の監査等委員である取締役としての監査に反映していただくことを期待したためであります。
4. 当社は、小田切良司氏が社外取締役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額いたします。

以 上

メ 毛

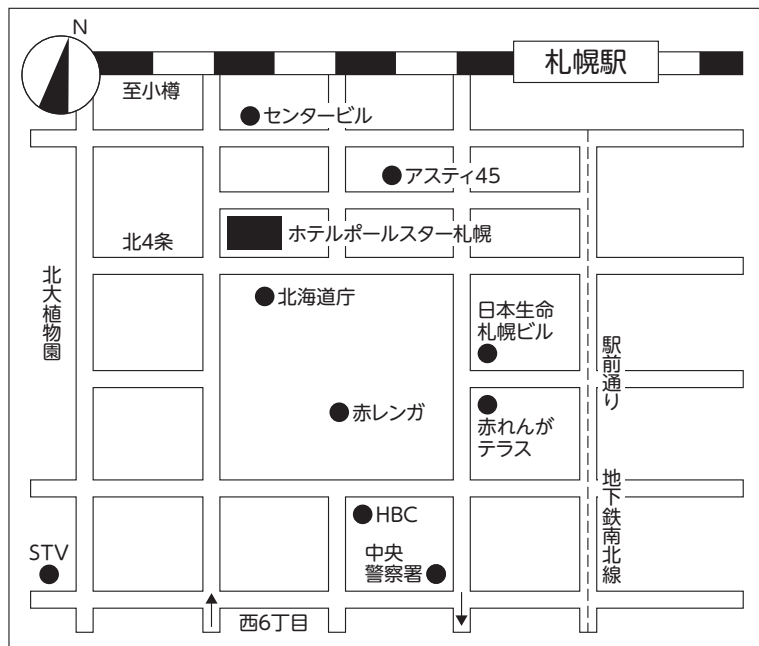
This image shows a full page of white paper with horizontal dotted lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a guide for handwriting practice. There are no margins, text, or other markings on the page.

# 第26回定時株主総会会場ご案内図

会場 ホテルポールスター札幌 2階「ポールスターホール」

住所 札幌市中央区北4条西6丁目

TEL 011-241-9111



〔交通機関〕

■ J R 札幌駅より徒歩5分程度

